

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る 伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付要綱

令和2年6月24日
2港島管第291号

（目的）

- 第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により、伊豆諸島における漁業、農業等の経営に影響が生じている生産者の負担を軽減し、島民生活の安定を図るため、伊豆諸島海上貨物運賃補助金要綱（61港島管第1003号。以下「現要綱」という。）の特例を定めるものとする。
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金（以下「緊急対策補助金」という。）の交付に関しては、本要綱及び東京都補助金等交付規則（昭和37年規則第141号）に規定するもののほか、現要綱を準用するものとする。

（特例の補助対象期間）

- 第2条 特例の補助対象期間は、令和2年4月1日から同年12月31日までとする。

（特例の補助対象貨物及び補助率）

- 第3条 緊急対策補助金の交付の対象となる農漁業生産物及び関連物資及び補助率は別表1に掲げるとおりとする。なお、緊急対策補助金の交付の対象となる農漁業生産物及び関連物資に対する補助率は、現要綱で定める補助率と合わせて100%となるよう定めるものとする。

（補助金の交付申請）

- 第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号に定める書類を作成し、補助交付期間中に提出しなければならない。ただし、現要綱に基づき徴している書類については省略することができる。

- 一 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金申請書（別記第1号様式）
- 二 暴力団等に該当しないとする「誓約書」
- 三 その他知事が必要と認める書類

（補助金の概算払の請求等）

- 第5条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、交付決定額の範囲内で、概算払による新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る補助金請求書（別記第2号様式）を作成し、知事に提出することができる。

（実績報告書の提出）

第6条 補助事業者は、補助対象期間における補助事業が完了したときは、新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る実績報告書（別記第3号様式）を作成し、提出しなければならない。

（補助金の額の確定基準）

第7条 補助金の額は、次の各号に定める基準による。

- 一 別表第1の補助率50%の補助対象貨物に係る補助金の額は、当該補助対象貨物の取扱トン数に別表2に掲げる運賃表の当該補助対象貨物が適用される運賃に、現要綱別表3に掲げる係数を乗じて得た額とする。ただし、補助事業者が別表2に掲げる運賃表の範囲内において、あらかじめ運賃指定がある場合にあっては、当該補助対象貨物の実績運賃収入額に、現要綱別表3に掲げる係数を乗じて得た額とする。
- 二 前号において、補助事業者の錯誤等により、別表2に掲げる運賃を超える運賃で輸送した場合は、その超えた運賃収入額を除いた額とする。
- 2 前項の既定にかかわらず、あらかじめ運賃指定のない補助事業者においては、別途東京都と当該事業者間で運賃の定めに関する協定を締結するものとし、当該補助事業者に対し、別表第1に掲げる補助率50%の補助対象貨物の実績運賃収入額に現要綱別表第3に掲げる係数を乗じて得た額とする。

（燃料油価格変動調整金）

第8条 燃料油価格変動調整金の額は、補助事業者があらかじめ知事に申請し認められた調整率に、前条各号に定める額を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、現要綱に基づき補助事業者が燃料油価格調整金の申請を行い、知事が認めている場合は知事が認めるものとみなす。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年6月24日より施行し、令和2年4月1日以降の取扱貨物から適用する。

(第 1 号様式)

第 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所
事 業 者 名

印

代表者氏名

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付申請書

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付要綱第 3 条
及び伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付要綱第 5 条の規定により、別記のとおり補助金の交
付を申請いたします。

(第2号様式)

請 求 書

金 額 _____ 円

但し、新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金として、
上記のとおり請求いたします。

東 京 都 知 事 殿

年 月 日

住 所
事 業 者 名 印
代表者氏名

(第3号様式)

第 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所
事 業 者 名 印
代表者氏名

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金実績報告書の提出
について

このことについて、新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付要綱第3条及び伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付要綱第8条に基づき、別紙のとおり実績報告書を提出します。

別表 1

補助対象貨物	野菜・果物 牛 豚 肥料 飼料	天草 榊 植木 生花 切葉	木炭 キヌサヤエンドウ 柘材・桑材 球根 魚介類
補助率	50%		

別表 1 については、島しょ移出品（島しょ積み本土向け）に限る。
ただし、飼料・肥料については、島しょ移入品（本土積み島しょ向け）も含む。

別表 2（その 1）

普通貨物運賃表

（単位：円）

積揚地	揚積地	一般運賃							特定運賃						
		等級					小口貨物		等級					小口貨物	
		1等品	2等品	3等品	4等品	5等品	1口 0.1ト 以下	1口 0.08 ト以下	1等品	2等品	3等品	4等品	5等品	1口 0.1ト 以下	1口 0.08 ト以下
東京	大島・下田	9,441	8,672	8,245	7,561	4,742	944	708	4,721	4,336	4,123	3,781	2,371	472	354
	利島・新島・式根島	11,064	10,167	9,612	8,844	5,553	1,106	830	5,532	5,084	4,806	4,422	2,777	553	415
	神津島・三宅島	12,174	11,192	10,595	9,740	6,109	1,217	914	6,087	5,596	5,298	4,870	3,055	609	457
	御蔵島・八丈島	13,926	12,816	12,133	11,150	6,964	1,392	1,045	6,963	6,408	6,067	5,575	3,482	696	523
	青ヶ島	19,779	18,198	17,216	15,805	9,911	1,978	1,483	9,890	9,099	8,608	7,903	4,956	989	742
大島	伊東・熱海・利島・新島・ 式根島	8,245	7,604	7,176	6,579	4,143	825	618	4,123	3,802	3,588	3,290	2,072	413	309
	神津島	9,142	8,416	7,945	7,305	4,571	915	685	4,571	4,208	3,973	3,653	2,286	458	343
神津島	利島・新島・式根島	8,844	8,118	7,690	7,091	4,444	884	663	4,422	4,059	3,845	3,546	2,222	442	332
下田	利島・新島・式根島・神津 島	10,722	9,868	9,441	8,586	5,383	1,072	805	5,361	4,934	4,721	4,293	2,692	536	403
三宅島	御蔵島	6,365	5,852	5,553	5,083	3,204	638	478	3,183	2,926	2,777	2,542	1,602	319	239
	新島・式根島・神津島	8,844	8,118	7,690	7,091	4,444	884	663	4,422	4,059	3,845	3,546	2,222	442	332
	大島・利島・下田・八丈島	10,338	9,526	9,014	8,288	5,170	1,034	775	5,169	4,763	4,507	4,144	2,585	517	388
八丈島	御蔵島	10,338	9,526	9,014	8,288	5,170	1,034	775	5,169	4,763	4,507	4,144	2,585	517	388
	青ヶ島	10,765	9,911	9,483	8,629	5,383	1,078	808	5,383	4,956	4,742	4,315	2,692	539	404

利島・新島・式根島相互間は大島・伊東間を適用します。

- （注） 1 本運賃表は、1 フレートトン当りの運賃を表示します。（小口貨物を除く。）
- 2 本表には積揚作業料を含み、集荷、配達、保管及び積荷保険料等は含みません。
- 3 本表には消費税（10％）を含みます。